平成23年度次世代育成支援後期行動計画実績について

TŽ.	□ 市 类 タ ケ	事类内 物	□ 	+D 1/ ===	平成	23年度	△ 後の士和
番	引事業名等	事業内容	目標(H26)	担当課	実 績	事業に対する補足説明	今後の方針
	1 母子健康手帳の 交付	母子健康手帳を交付することで、母親、父親として の意識の啓発を図る。又、この機会に保健相談を行 うことにより妊娠・出産に対する不安の軽減を図 る。 《実施方針》妊娠早期に効果的な保健指導を行い、 妊娠・出産に安心して望めるようにサポートする。 《対象》届出た妊婦・夫・家族	妊娠11週以下の妊娠届 出率85%☆	健康増進センター	交付総数:420件 妊娠11週以下:392件(96%) 妊娠12週以降:27件(6.4%) 出産後:1件(0.2%)	妊娠11週以内での早期届出が9割を超え,妊婦が妊娠出産についての必要な知識を早期に得る事ができた。妊娠届けは,母子保健の入口であり,個別面接を実施し,交付している。	継続
	2 妊婦委託健康診 査の助成	妊婦の疾病予防・早期発見のために、より積極的に 適正かつ必要な妊婦健康診査を受診できるよう、標準的な妊婦健康診査14回に助成の範囲を拡充して、 医療機関・助産所に委託して実施している。 《実施方針》医療機関・助産所との連携を強化し、 妊娠・出産のリスクを下げる。 《対象》妊婦	利用率80%☆	健康増進センター	妊婦健康診査受診券利用率:77%	平成21年度から、妊娠中必要な妊婦健診回数を14回分に拡充した。また、県外の医療機関との契約や償還払いも実施している。 (平成19年度までは2回、平成20年度は5回の助成であった。) 今後は、さらに利用率を上げるために、健康診査の重要性を説明していく。	継続
	3 妊婦訪問指導	ハイリスク妊婦の自宅を個別に保健師・助産師が訪問する。 《実施方針》有所見者が増加していることから、予防のための生活指導を強化していく。 《対象》訪問が必要な妊婦	必要な方へ全数訪問 ☆	健康増進センター	若年初妊婦:6人 高年初妊婦:15人 双胎妊婦:2人 合計:23人	ハイリスクの妊産婦に対して、専門的支援 を早期から行うことで、効果的な子育て支 援につながった。また、虐待予防や問題の 早期発見などの意義も大きい。	継続
	4 新生児訪問指導	親の育児不安が強い新生児期に、保健師・助産師が 訪問を行い、疾病の予防や栄養状態の確認、保健指 導を行う。 《実施方針》安心して育児ができるように支援して いく。 《対象》訪問希望者	必要な方へ全数訪問 ☆	健康増進センター	訪問指導:延99件	初産婦へは、新生児訪問を勧奨している。 産後の健康管理や母乳の管理等、助産師の 専門的支援を行うことで、母親の育児不安 の軽減につながっている。	継続
	◆ ◎こんにちは 赤ちゃん事業	4カ月までの乳児の居る全家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境に合わせた支援を実施、不安や悩みの軽減、子育ての情報提供を行う。 《実施方針》乳児家庭の孤立化を予防し、乳児の健全育成を支援する。 《対象》生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭	訪問率100%☆	健康増進センター	訪問率:98.6%	育児支援が必要な家庭への早期把握・支援、虐待予防に役立っている。訪問できない場合には、予防接種時に母子と面接を行い、養育環境を把握し育児支援に努めている。	継続
	6 育児セミナー	夫婦が協力して子育でする家庭を育むために、育児に関する夫婦参加のセミナーを開催している。 《実施方針》父親の育児参加を呼びかけていく。 《対象》妊婦と夫	参加者の増加	健康増進センター	年間: 4 回 参加者: 20組	夫婦で参加出来るよう, 土曜日に開催にしている。	継続

	,	母子健康手帳交付時のパンフレット配布、市のホームページ、子育て支援情報誌の作成と発行、広報などを利用して、母子保健サービス、子育て支援サービス情報を提供する。	情報の一元化	健康増進センター	してのパンフレット・資料を配布するとともに、保健指導を実施した。こんにちは赤ちゃん事業による訪問時および窓口把握の転入者へ、「子育て支援情報誌」を700部作成し、配布した。また、市の	4ヶ月までの乳児全戸訪問(「こんにちは 赤ちゃん事業で訪問」)で配布している。 市内の医療機関マップや相談機関、年齢に 応じたサービス等を紹介している。そう育て 支援センター発行の情報誌と、対象者や発 信情報のすみわけは出来ている。最新の情 報を提供できるよう努めるとともに、他課 との連絡調整を図り情報提供していく。	継続
				子育て支援センター	「みんなで子育て応援情報誌」を600部 作成し、様々な機関から情報収集に努め 見直しを図っている。「ぽぽ通信(毎 月)」の発行及び広報誌への情報を掲載 し、ホームページ・携帯サイトから発信 をしている。	子育て支援センターに来る保護者が必要な 情報を提供している。	継続
8		子育て意識の啓発を図るとともに、育児不安を軽減し保護者が自信を持って自分らしく子育てできるよう支援する。 《実施方針》教室の参加者へのアンケート等によりニーズを把握し、教室に活かしていく。 《対象》乳幼児とその保護者	参加者のよい評価	健康増進センター	小児科医師による健康教室: 1 回参加者:13名(保護者数)	市内小児科医が「乳幼児に多い病気と予防接種について」として、子育て中の保護者に身近で活用可能な内容で講話を実施した。保護者から質問が活発に出て、育児不安の解消の一助となった。	継続
9	育児学級「すく すくっ子」教室	保護者の育児不安の軽減及び保護者同士の交流の場とする。 《実施方針》育児不安の軽減や仲間づくりの場としての支援を行う。 《対象》生後1カ月~生後6カ月未満	参加者の満足度の向上	健康増進センター	年間: 4回 参加者: 42組	母親同士の情報交換の場や、仲間づくりの 場として好評である。	継続
		絵本に秘められた豊かな言葉を活用し、乳児期から 優しく言葉をかけ、絵本を見ながら親子が触れ合う 環境を整える事により、赤ちゃんの限りない可能性		ゆうき図書館	図書館の説明を行い、利用案内と乳幼児	ブックスタートの目的と図書館の役割を周知し、図書館を活用してもらえるようPRを行った。	継続
10	ブックスタート 事業	はなるとはなっては、からくんのはからなられたは をのばすことを目的とする。 《実施方針》健診児にボランティアによる絵本の読み聞かせを実施するとともに、絵本を通して親子のきずなの強化を図る。 《対象》市内在住の乳幼児	継続	社会福祉課 →子ども福祉課		読み聞かせの実施により、絵本を介して親 子のふれあい・心のつながりの大切さをア プローチしている。	継続
11	◆ ⊚にこにこ教 室	経過観察が必要なフォロー児に対して、発達フォロー教室を開催し、集団指導を行い、児の心身の発達を促進し、保護者に対し発達を促進させるためのかかわりについて指導する。また、要フォローの観察の場ともし、障害について早期に把握し、あなる教室への橋渡しなど、早期療育につな適切な関係でありを通し、発達を促すとともに、発達障害の早期発見、早期療養につなげる。《対象》①発達障害児と判断がつきにくく継続的観察が必要な親子②保護者の関り方によって、成長発達が促される可能性がある親子	継続	健康増進センター 子育で支援センター	年間:12回 実人員:20組 延人員:76組	集団指導に、あすなろ教室の保育士の協力を得られていること、また、臨床心理士(年6回)の専門的支援を配置することで、要フォロー児を観察し、療育が必要な児を早期に発見し、早期療育に繋げられている。	継続

12	◆ ◎ 育児不安を 持つ母親のグ ループミーティ ング事業	育児不安や母子関係等何らかの問題を抱える母親に対し、各々が抱える問題を語る場を提供し、仲間づくりと各々の抱える問題への支援を実施、適切な育児への動機付けと精神安定を図る。《実施方針》語り合いを通し、育児不安の軽減や母親自身の問題解決の糸口へつなげることで、健全な育児への支援となる。 《対象》育児不安や困難を持つ母親	継続	健康増進センター	年間:10回 参加保護者数延:24名 乳幼児延:28名	育児不安を持つ保護者が集い、悩みを語るなかで、保護者の精神安定と育児への自信向上及び子どもへの適切な関わり方について支援をした。意義のある事業であるが、参加者数と継続参加する者が少なく、費用対効果および国庫補助の終了に伴い、事業終了となった。	終了
13	乳児委託健康診 査の助成	乳児の健康の保持増進と育児支援のため、発育・発達の節目に健康診査を行い、疾病の予防、発育・発達の確認及び異常の早期発見に努める。 《実施方針》こんにちは赤ちゃん訪問及び、5カ月児健診時の勧奨を強化する。 《対象》乳児(3~6カ月児・9~11カ月児)	3~6カ月児健診受診率 90%☆ 9~11カ月健診受診率 90%☆	健康増進センター	3~6为月児健診受診率:80.3% 9~11力月児健診受診率:70.6%	乳児健康診査の結果、要フォローになった 児は、その後の市の健診などで、支援して いる。	継続
14	5カ月児健康診 査	乳児の疾病や障害の早期発見に努め、早期治療に結びつけると同時に、発達発育、栄養、むし歯予防、予防接種等の育児に関する指導を行うことで、保護者の育児不安を軽減する。 《実施方針》育児に対する不安の軽減と育児への意欲を高め、子育てを自分らしく楽しめる保護者が増えるよう支援を行う。 《対象》5~6カ月児	年間12回 受診率96%以上維持☆	健康増進センター	年間:12回実施 対象者:431名 受診者:410名 受診率:95.1%	毎年、高い受診率を維持している。未受診者対策の子育てアドバイザーによる訪問勧奨の効果が高く、未受診把握にもつながっている。	継続
15	1歳6カ月児健診	運動機能・視聴覚等の障害,精神発達等の遅延等障害をもった児の早期発見・早期対応に努めるとともに、生活習慣の自立、生活環境への援助、むし歯予防、栄養その他の育児に関する援助を通して子どもの積極的な健康づくりを支援する。《実施方針》保護者の育児力を高め、児の成長発達を促す支援を行う。《対象》1歳6カ月児	年間12回 受診率96%以上維持☆	健康増進センター	年間: 12回実施 対象者: 428名 受診者: 412名 受診率: 96.3%	未受診者へは受診勧奨の電話をしている。 その後も未受診の保護者に対しては、子育 てアドバイザーが訪問し、受診勧奨をして いる。高い受診率が維持できた。	継続
16	3歳児健康診査	幼児の心身発達のうえで最も大切なこの時期に総合的な健康診査を実施し、心身の異常を発見するとともに、生活全般において指導を行う。 《実施方針》要フォロー者対策を強化し、心身の健やかな成長を支援する。 《対象》3歳4カ月児	年間12回 受診率93%以上維持☆	健康増進センター	年間:12回実施 受診率:92.1%	要フォロー者対策として、発達教室を勧奨 し、継続的なフォローにつなげている。また、家庭児童相談員と、市内保育所等への 巡回訪問を実施している。	継続
17	各種予防接種	感染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害への迅速な救済をはかる。 【集団接種】 BCG ポリオ 【個別接種】 三種混合、二種混合、麻しん風しん混合、日本脳炎 【任意接種】 小児肺炎球菌、ヒブ、子宮頸がん《対象》乳幼児、小学生、中学生、高校生	ポリオ 100% 三種混合98% 二種混合98%	健康増進センター	BCG: 95.8% ボリ: 79.5% 三種混合: 81.7% 三種混合: 78.5% 麻しん風しん合: 92.8% 日本脳炎: 54.4% インルエンザ: 46.8% 小児胎炎球菌: 59.4% ヒブ: 62.1% 子宮頸がん: 76.1%	・日本脳炎は、平成17年から接種が控えられていたが、新ワクテン導入され、3歳児の積極的勧奨が再開。・インフルエンザ3価(新型+季節性)ワクテン導入。0歳~中学生、65歳以上、低所得者世帯に接種料金助成実施・任意予防接種 肺炎球菌、ヒブ、子宮頸がんに対し、助成を開始	継続
18	◎母子訪問指導	継続フォロー者・健診未受診者など必要な家庭に対して訪問を行い、効果的な保健指導をすることで、 保護者の育児及び、子どもの成長をサポートする。 《対象》継続フォロー者・健診未受診者など	必要な方全員カバー☆	健康増進センター	乳幼児健診未受診訪問:72件	健診未受診者に対して訪問し、状況の把握 及び健診勧奨を行い、効果を上げている。 虐待予防の意義は大きい。	継続

19	乳幼児救急法教 室事故防止対策 事業	保護者が誤飲予防、事故防止の正しい知識を習得すると共に、蘇生法が実行できるよう援助する。 《実施方針》保護者の習得を目指し、実習内容の強化をする。 《対象》乳幼児とその保護者	今後は家庭内の事故防 止対策を強化した内容 に転換していく		年間:1回 参加保護者:7名 乳児:6名	結城消防署の協力を得て実施。その他, 乳 幼児健診時や広報により, 事故予防につい て広く啓発している。	継続
		心身ともに健康な子どもの育成を目標に、保健・福祉・教育関係機関の横のつながりを強化した支援対策をつくり、子どもの成長に適したサポートやニーズに応じたサービスを提供する。また、関係者に対象		健康増進センター	年間:2回	保健・福祉・教育関係機関との連携が強化された。他機関の関わりや役割が明確になり、適切な子ども支援を図っている。また、研修を開催することで、スタッスのスキルアップに繋がっている。	
20	◆◎子ども地域 支援連携会議	し、子どもの健康づくりや子育て支援に必要な研修の場を設け、専門スタッフの資質向上を図る。 《実施方針》保健・福祉・教育関係者と連携し、実務担当者が中心となり発達段階に即した適切な子ども支援体制を積極的に進めていく。 《対象》保健・福祉・教育関係職員・保育所・幼稚園・小中学校職員、障害児(者)療育関係者等	拡充☆	指導課	スクールソウシャルワーカーの参加	保健・福祉・教育関係機関との連携が強化された。	継続
				子ども福祉課 (子育て支援セン ター)	家庭児童相談員の参加	保健・福祉・教育関係機関との連携が強化された。	
21	小中学校養護教 諭連絡調整(学 校保健業務との 連携の強化)	児童・生徒の健康づくりを支援するために学校保健 との連携を図り、学童期からの様々な問題に対応し ていく。 《実施方針》市内全学校と連携し早急に取り組む必 要がある課題を検討する。 《対象》小中学校養護教諭、学校教育課、健康増進 センター	継続	学校教育課 健康増進センター	連絡調整会議等 年間: 8 回実施	養護教諭部会:5回 学校保健会:5回 ・研修会・発表会:2回 ・役員会:3回	継続
22	2歳児歯科健康 診査	乳歯の萌出時期であり、むし歯に罹患しやすい時期でもあるため、保護者にむし歯下防への意識づけをすることで、3歳児でのむし歯罹患率の低下を図る。また、その他の疾病等の早期発見及び早期対応、栄養面や育児等の援助を行う。 《実施方針》むし歯罹患率を減少するだけでなく、児の健やかな成長発達を支援する。 《対象》2歳6カ月児	年間12回 受診率85%☆ 虫歯罹患率15%☆	健康増進センター	年間:12回実施 対象者:424名 受診者:385名 受診率:90.8% 虫歯罹患率:16% 虫歯罹患者数:62名 虫歯有り者平均本数:2.9本	虫歯予防に関するおやつの指導や保護者の 仕上げ磨きの方法、歯質向上のためのフッ 素塗布を実施している。未受診者へは、受 診勧奨の通知をしている。1歳半での法的 健診後の独自健診であるが、言葉や生活習 慣の形成などのチェックポイントともな り、有効な健診でもある。	継続
23	就学時歯科教室	就学時の保護者に対し、口腔衛生に関する正しい知識と、6歳臼歯の重要性について啓発するため集団教育を行う。 《実施方針》内容の充実を図りながら、継続して実施していく。 《対象》就学時の保護者	市内9小学校 就学児保護者全員	健康増進センター	全小学校: 9 校 参加者総数: 435名	母子保健の最後の集団教育として、就学時健康診査を実施している間に、保護者に対して歯科衛生士より歯科保健に関する講話および結城市の母子・歯科保健事業等の紹介をしている。さらに、茨城県で養成された歯科ボランティアにも協力してもらい、地域の人材の活用も図っている。	継続
24	離乳食教室	適正な離乳食を推進することにより、子どもの健全な育成につなげていく。 《実施方針》保護者に対して発達段階に応じた離乳食の実技指導を行うとともに、離乳食に関する不安や負担感を解消し、乳児の健やかな発育を支援する。 《対象》前期6カ月までの乳児を持つ親 後期10カ月までの乳児を持つ親	継続	健康増進センター	前期:4回:62組 後期:4回:33組	離乳食がうまく進まない、量や硬さがわからない等、母親の不安やトラブルに対して、適切な支援を行っている。	継続
25	3歳児健診時食 生活調査	食習慣の基礎づくりの時期として、現状を把握し、 栄養指導による正しい食習慣の普及を行う。 《対象》3歳児健診受診者	継続	健康増進センター	年間:12回 参加者:478名	食事調査を行うことで、子どもの食生活を 見直すとともに、結果を食事パランスガイ ドの3歳児版に記入して配布し、食育の推 進に努めている。	継続
22 23 24	校保健業務との 連携の強化) 2歳児歯科健康 就学時歯科教室 離乳食教室	要がある課題を検討する。 《対象》小中学校養護教諭,学校教育課,健康増進センター 乳歯の萌出時期であり,むしし歯下防への意識づける。 で、3歳児でのむし歯不勝事の低が早期対応、栄養動力と歯罹患率を減少するだけでなく,児の健かの疾病等の早期発見及び早期対応、栄養動力と歯を達を支援する。 《対象》2歳6カ月児 就学時の保護者に対し,口腔衛生に関する正しい知識と、6歳日歯の重要性について啓発するため集団をを充分から、経続して関するに対し、口腔衛生に関するにが場合。 《実施方針》内容の充実を図りながら,継続して実施方針》内容の充実を図りながら,継続して実施方針》内容の充実を図りながら,継続して実施方針》保護者に対して発達別食により,子どもの健全な育成の実技指導では、対して発達別食には、2、《対象》前期6カ月までの乳児を持つ親 食質による正しい食習慣の基礎づくりの時期として、現状を把握し、発養指導による正しい食習慣の事及を行う。	年間12回 受診率85%☆ 虫歯罹患率15%☆ 市内9小学校 就学児保護者全員 継続	健康増進センター 健康増進センター 健康増進センター	年間: 12回実施 対象者: 424名 受診者: 385名 受診率: 90.8% 虫虫歯罹患者数: 62名 虫歯有り者平均本数: 2.9本 全小学校: 9校 参加者総数: 435名 前期: 4回: 62組 後期: 4回: 33組	・研修会・発表会:2回 ・役員会・発表会:3回 ・役員会・発表会:3回 ・役員会・発表会:3回 ・役員会・発表会:3回 ・役員するおおもないのの自身では多いのは、1 ・のの自身である。1、1 ・のの自身であるがよりであるがポークであるがポークであるがポークであるがポークであるが、1 ・のであるがポークであるが、1 ・のであるが、1 ・のであるが、1 ・のであるが、1 ・のであるが、1 ・のであるが、1 ・のであるが、1 ・のであるが、1 ・のであるが、1 ・のであるが、1 ・のであるが、1 ・のであるが、1 ・のであるが、1 ・のであるが、1 ・のであるが、1 ・のであるが、1 ・のであるで、1 ・のであるは、1 ・のでは、1 ・のでは、1 ・では、1 ・では、1 ・でででは、1 ・でででは、1 ・でででは、1 ・では、1 ・ででは、1 ・ででは、1 ・ででは、1 ・ででは、1 ・ででは、1 ・ででは、1 ・ででは、1 ・ででは	**************************************

26	親子料理教室	食生活改善推進員地区組織活動の一環として、料理 を通した親子の共同体験を目的とする。 《実施方針》食生活改善推進委員の自主的活動がで きるよう、体制づくりを進めるとともに給食セン ター等と共同開催を目指し、実施回数を増やす。 《対象》小学生の親子	年5回☆	健康増進センター	年間: 4回 参加者: 134名 健康増進センター: 3回 給食センター: 1回	子どもたちに調理を体験させることにより、創造力や集中力、計画性を養うことができた。また、豆つかみゲームを実施し、箸の正しい持ち方や食育に関する指導を行った。	継続
27	保育所(園)給 /食による食育の 推進	保育所(園) において、その発達段階に応じ、食事の大切さ、楽しさ、マナー等を指導し理解させる。 《実施方針》市内全保育所(園) で定めた食育全体 目標に沿って実施する。 《対象》保育所(園) 入所児童・保護者	クッキング保育11箇所 ☆ 野菜の栽培収穫11箇所 給食だより11箇所	社会福祉課	クッキング保育:10箇所 野菜の栽培収穫:11箇所 給食だより:11箇所	野菜の栽培収穫等の体験を通して、食事の 楽しさや食の大切さを教えることができ た。保護者の食に対する理解が深まった。	継続
28	学校における食 に関する指導	学校において給食の時間、教科指導や特別活動、「総合的な学習の時間」など学校教育活動全体の中で、成長期である子どもの望ましい生活習慣、食習慣の確立を図る。 《対象》児童・生徒・保護者	継続	指導課 給食センター	全小・中学校において実施 (保健体育, 学級活動, 給食指導, 家庭 教育学級により実施)	栄養教諭が学級活動等において、担任とTTを組み、食育についての授業を行った。また、栄養職員等による給食時の指導や会食を実施した。家庭教育学級で、保護者を対象に食育の大メでを活用し、給食委員会が献立や食品、児童の関心を高めることができた。給食だよりを通して、食の大切さについて家庭・地域との連携を図った。	継続
29	発達障害児支援 (あすなろ教 室)	心身に障害をもった子どもの日常生活と社会生活への適応性を図るため理学療法士等の専門的な療育指導を行っているあすなろ教室に補助金を交付する。 《対象》あすなろ教室	継続	社会福祉課	あすなろ教室利用者数 結城市 実利用者数:403名 延利用者数:1,371名 他市町村 実利用者数:151名 延利用者数:374名 計:実利用者数:554名 延利用者数:1,745名	心理発達相談員、理学療法士等による専門 的な早期療育個別指導を実施するための補 助金を交付し、障害児及び家族に対する支 援の充実に寄与した。 他市町村からの利用者に対しては、実利用 者数に応じた負担金を求めた。	継続
30	障害児保育	心身に障害を有する乳幼児の保育所(園)への受入れ及び一般の乳幼児との集団保育を促進し、もって障害児の健全な社会性、情緒等の成長、発達い認識する。また、健常児の障害児に対する正しい認識を深め、障害児の福祉の増進を図るため、障害を持つ児童を保育する民間保育園に対し補助を行う。《実施方針》市内の保育所(園)すべてが入所申し込みに対応できるように体制づくりを図る。《対象》市内全保育所(園)	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	入所状況:11名 重度6名,軽度5名 (私立3保育所,公立1保育所) ※市単独補助事業対象 (障害児保育)	障害を有する乳幼児を受け入れることにより、障害児の健全な社会性、情緒等の成長、発達を助長する。また、健常児の障害児に対する正しい認識を深め、障害児福祉の増進に寄与した。引き続き保育所への受け入れを促進する。	継続
31	補装具の交付・ 修理費用の助成	身体上の障害を補うための補装具の購入・修理の自 己負担額を補助する。(所得制限あり) 《対象》身体障害者手帳の交付を受けた障害児	継続	社会福祉課	補装具(障害児)の交付状況:11件 補装具(障害児)の修理状況:11件	障害児の必要に応じた補装具の交付・修理 を行い、補装具費の助成をしていくこと で、日常生活の向上を図ることができた	継続
32	斜視・弱視児眼 鏡等購入修理助 成	義務教育を受けている斜視・弱視児の矯正用眼鏡等の購入・修理費用を補助する。 《実施方針》各小中学校を通じてPRを実施する。 《対象》小学生(9歳以上)・中学生	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	助成者数:10名	斜視・弱視児童の眼鏡の購入費を助成する ことで、医療福祉の増進を図ることができ た。	継続
32	鏡等購入修理助	《実施方針》各小中学校を通じてPRを実施する。	継続		助成者数:10名	ことで、医療福祉の増進を図ることができ	継続

		I		1		1
障害者日中一時 支援事業	障害のある児童を事業所等で、親の就労及び休息時 に短期間預かる事業 《対象》身体・知的・精神障害のある児童	継続	社会福祉課	日中一時支援事業として実施 延利用人数:3,447人	障害児の親の就労支援及び休息のために障害児を一時的に預かり、障害児及びその親の身体的・経済的負担の軽減を図ることができた。	継続
小児救急医療体 制の整備充実	の重症救急患者の医療の確保を県西3市で組織する 小児救急医療事業により維持する。筑波メディカル	継続	健康増進センター	県の事業として移行した。	平成23年度からは県が負担することとなり、当市での分腑金の支払いがなくなった。	終了
ントロールシス テムの活用普及	民からの問い合わせに対し、救急患者の症状に合っ	継続	健康増進センター	子育て情報誌等で、緊急時に活用できる 相談窓口として情報提供をしている。	市内に夜間対応の小児科医が少ない現状であり、緊急時の医療機関の案内として活用している。 子育で情報誌等で、緊急時に活用できる相談窓口として情報提供をしている。	継続
かかりつけ医の 普及・啓発	かかりつけ医を持つことの意義について普及・啓発 を行う。 《対象》乳幼児の保護者	継続	健康増進センター	家庭訪問、健診・教育・相談事業等を通し、繰返し啓発した。	市内医療機関マップを子育て支援情報誌に 掲載しており、かかりつけ医を見つける際 の参考となっている。	継続
喫煙対策事業	施する。また、小学校高学年に対し、タバコを吸わないことの価値観を啓発するためにタバコの害に関するパンフレットを配布する。 《実施方針》妊婦・育児中の保護者が喫煙の害について正しい意識を持てるよう支援する。また学童においても正しい知識の普及を図る。	継続	健康増進センター	全小学校 第5年生向けに喫煙の害について啓発の パンフ配布:505名	喫煙経験が中学生になると急増することから、タパコに関心をもち始める小学高学年を対象にホームルーム等での活用のためパンフレットを配布した。	継続
薬物乱用防止教 育事業	物利用吐止粉苓丸「休苓」 「促降伏苓」 「送	継続	指導課	年間指導計画に基づき、全小・中学校で 実施	警察等外部講師の活用により薬物使用の恐怖や健康への影響等について、発達段階に応じ、具体的に捉えることができ、薬物使用に対する危機感を育むことができた。	継続
ける敷地内禁煙	教育)の推進、教職員の健康管理のために、学校敷	継続	学校教育課 指導課	全小中学校で完全実施	喫煙防止教育の推進並びに教職員の健康管理を図ることができた。運動会等の各種行事に訪れる来校者への周知徹底を図っている。	継続
性教育事業	礎的な知識の理解を通して生命尊重の精神を養うとともに、自己の性についての認識を深める。	継続	指導課	年間指導計画に基づき、全小・中学校で 実施	各校で、養護教諭や外部講師の活用を図った指導が実施できた。 エイズ教育をはじめ、現代の性教育の諸問題に係る具体的な指導実践の継続が必要である。	継続
	小制 秋ンテ推 秋ンテ推 かみ をEロの 8トム進 かみ り・ でを 特帯・ がみ がみ でを がみ がみ がみ がみ がみ がみ がみ があ があ があ があ があ があ があ があ があ があ	「大学校画来 (対象) 身体・知的・精神障害のある児童 (対象) 身体・知的・精神障害のある児童 (対象) 原語 (対	(対象) 身体・知的・精神障害のある児童 休日及び夜間における入院治療等を必要とする小児 の重症教急患者の医療の確保を県西3市で組織する 小児教急医療・ 制の整備充実 365日:午後6時~午後10時 (対象) 市内全域の小児 が展見と(財) 茨城県メディカルセンターが医療機関からの医療情報を提供する。24時間体制で一般県 とからの活用普及 たび東部のらの医療情報を提供する。24時間体制で一般県 とからの間い合わせに対し、救急患者の症状に合った行う。 (対象) 一般県民 かかりつけ医を療機関を案内する。 (実施方針) 広報に努める。 (対象) 乳幼児の保護者 母子健康手帳交付時及び乳幼児健診において、保護者へ喫煙に関して防診をし、必要時に保健指導を実施する。また、小学校舎部するためにタバコの書に関 (実施方針) 近線・乳幼児の保護者が喫煙ので宣にないことの価値観を配するためにタバコを張りするいことの価値観を配するためにタバコの書に関 (実施方針) 近場・育見児中の保護者が喫煙の書についていても正しい意識を開するが良産をまた学室においても正しい意識を引きるとの保護者、規章・生徒及び保護者、教職員など 「以ずよりにがよりに発達する。(実施方針)発達を育り、「保健体育」「道で表別、小学生・中学生 学校においてタエン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	大田及び夜間における入院治療等を必要とする小児の理症教急患者の医療を保険、	(対象) 身体・知的・精神障害のある児童 (理事事 (

41	◆ 幼児等とのふ れあい事業	中学校の学習の一環として、幼稚園や保育所(園)に生徒が出かけ、幼児との遊びや生活の支援を通して交流を深め、幼児の発達の理解や関わり方を身に付け、より良い家庭生活を営むことができるような人材を育成する。 【技術家庭科、総合的な学習の時間(職場体験学習)等】 《対象》中学生	継続	指導課	年間指導計画に基づき、全中学校で実施	家庭科及び総合的な学習の一環として実施した。幼児とふれあうことで他を思いやる心や社会人としての望ましい資質を育成することができた。	継続
	異年齡児交流等 事業(保育所地 域活動事業)	児童・生徒と低年齢児とがふれあえる機会を設け、保育に関する体験学習や子育て意義に対する認識を深め、生命の尊さを学ぶ。 《実施方針》小中学生を中心に、保育所(園)の内外を問わず園児とふれあい時間を設ける。 《対象》小学生・中学生・高校生	実施保育園8箇所☆	社会福祉課 →子ども福祉課	実施保育園:4箇所	少子化により兄弟が少ないことから、交流 を通して社会性を身につけられた。実施保 育所を増やすよう努めていく。	継続
43	◆◎要保護児童 対策地域協議会 の運営	要保護児童の適切な保護を図るため、必要な情報交換や要保護児童に対する支援の内容に関する協議を行う。 《実施方針》必要に応じた要保護児童対策地域協議 会の開催 《対象》関係者	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	代表者会議:1回 実務者会議:2回 個別ケース検討会議:26回 研修会:1回	要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報、その他要保護児童の適切な保護又は、要支援若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を実施した。	継続
44	家庭児童相談室	福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化し、家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図る。 《実施方針》業務の周知を図る。 《対象》児童(0~18歳)に関する悩みや不安、心配ごとを持つ保護者	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	相談件数:154件	子ども (0歳~18歳) のすこやかな成長をは かるための、家庭におけるあらゆる相談に 応じた。	
45	児童虐待防止の ための広報啓発	児童虐待の早期発見・防止のために、広報誌の活用 やリーフレットを各種関係機関に配布し各種広報啓 発を進める。また、市民に対し児童虐待通告義務の 周知を図る。 《実施方針》要保護児童対策地域協議会において広 く周知していく。 《対象》市民	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	・ホームページに常時掲載 ・11月虐待防止月間には窓口においても ポスター等で周知を実施。小中学校、幼 稚園、保育園にも配布 ・パンフレーを作成し、公共施設およ び市内全戸に配布	今後の様々な機会に啓発活動を実施する。	継続
46		児童虐待についての啓蒙啓発のため、研修会や講演 会を実施する。講師に関係者を招いて、虐待の事例 及び通告により解決した事例等の紹介を行う。 《実施方針》要保護児童対策地域協議会により方針 を決定する。 《対象》関係者及び市民	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	児童虐待に関連した自殺予防をテーマに 講演会を実施。 (健康増進センターと社会福祉課と協同 で実施)	児童虐待の啓蒙啓発を図る。児童虐待のみ の講演会では事例等に限りのあるので関連 した研修を実施する。	継続
47	交通安全教育	実践的指導を行うことで、交通事故を未然に防止し、園児・幼児・児童・生徒の交通ルールとマナーを身に付け交通安全に対する意識高揚を図る。《実施方針》直接指導者となる保護者にも指導をし、家族ぐるみ・地域ぐるみで、交通事故の撲滅を図る。 《対象》園児・幼児・児童・生徒	継続	防災交通課	交通安全教室:小中学校,養護学校: 13回 2,561人参加 幼児交通安全教室:1回 423人参加 高齢者交通安全教室:1回 20人参加	小中学校の交通安全教室は4月~5月にかけて、正しい自転車の乗り方・歩き方を中心に指導し、児童・生徒の安全を守る上で交通事故防止対策に寄与できた。また、幼児交通安全教室や高齢者交通安全教室においても事業の効果が図られた。 平成23年交通事故件数 (123年1月1日~12月31日) 幼・小・中学生 25件 高齢者(65歳以上) 82件	継続

48	通学路安全点検	小学校独自の通学路点検結果に基づき、筑西土木事務所、市土木課、学校教育課、警察署、母の会、交通安全協会の代表者とともに通学路安全点検を実施し、交通安全施設整備を図ることにより、安全な通学路を目指す。 《実施方針》通学路の交通安全施設整備を図る。 《対象》毎年1校を選定して実施	継続	学校教育課 防災交通課	要望のあった箇所を調査: 3 箇所 教諭・PTA・児童の意見に基づき、関係 機関団体の協力の下、点検を実施し、改 善が必要な箇所については通学路の整備 を図った。要望も行った。	通学路安全点検は毎年1校を対象として実施しており、対象校に対しての効果は大きい。また、通学路安全点検とは別に改善等の要望があれば順次規地調査を行い交通安全施設の向上に寄与していく。	継続
49	街路灯・防犯等の設置	学校指定の通学路において、各自治会長から申請のあった箇所に交通安全施設通学路街路灯を整備する。また、各自治会で設置する防犯灯に補助金を交付することによって安全で住みよいまちづくりの実現に寄与する。 《実施方針》各自治会と相互協力し、交通安全及び犯罪抑止を図る。	継続	防災交通課	通学路街路灯: 6 基設置修繕件数:317件防犯灯補助件数: 9 件	《通学路街路灯》 自治会を基本に、要望に基づき現地を確認 し危険箇所への設置を行い、児童・生徒の 登下校時においての安全確保に寄与した。 《防犯灯補助》 予算の範囲内において、設置費の補助を行 なうことで、安全で住みやすいまちづくり の推進が図られている。	継続
50	交通安全対策事業	パンフレット及び啓発品等を配布し、交通事故防止の呼びかけをドライバー・市民に対し広報する。また交通安全の立哨指導活動を行なう。 《実施方針》交通関係機関団体と相互協力し、交通事故防止を図る。 《対象》各交通関係機関団体	継続	防災交通課	春・夏・秋・年末の4回 (パンフレットや啓発品の配布) 高齢者交通安全教室・シルバー大会・高 齢者家庭訪問等実施 参加者 1,620人	各季交通安全キャンペーン時にドライバーに対し、パンフレットや啓発品の配布を実施し交通事故防止に寄与できた。また、高齢者交通安全についても事業の効果を図ることができたので、今後も市民一人ひとりに推進していきたい。	継続
51	事業所等への安 全運転徹底の要 請	安管だより・広報啓発品を協賛・作成し各事業所及び一般に配付し、普及高揚を図る。また、安全運転競技大会を開催し、安全運転の推進を図るとともに、優良事業所の表彰等を行うことで、安全運転管理業務の充実を図る。 (実施方針) 各事業所の従業員に対し交通マナーの向上を図る。 《対象》安全運転管理者協議会加入事業所	継続	防災交通課	ンフレットや啓発品を配布した。)	各交通関係機関団体の協力を得ながら市民やドライバーに対してパンフレットや啓発品の配布を行い、交通事故防止に寄与できた。また、事業したことで、事業所での交通安全の啓発がより一層図られた。	継続 事業所における更なる交 通安全運動を推進するこ とを目的に安全運転競技 大会を実施する。
52	世代間交流事業 (交通·防犯危 険箇所地図作 成)	歩行者・自転車・自動車それぞれの立場から、危険を感じた(ヒヤリとした)箇所や見知らぬ人から声を掛けられたなどの箇所について点検、地図を作成する。 《実施方針》児童・保護者・高齢者三世代の交流を図る。 《対象》児童・保護者・高齢者	継続	防災交通課	地図の作成について, 関係団との協議を 実施。	小学校、地元老人会、警察、交通団体(交通安全協会、交通安全母の会)の協力を得て実施してきた。学校からの要望により防犯部分を強化したものを作成することで協議を実施。	継続
53	「子どもを守る 110番の家」の 登録推進	「子どもを守る110番の家」には、ステッカーを表示して、子どもたちの緊急避難等に備えるとともに、事故等があった場合には子どもを保護し、警察や学校、家庭へ連絡を取るなどの対応をする。《実施方針》通学路や子どもの遊び場周辺に設置の重点を置き、引受家庭の促進を図る。《対象》緊急事態時に対応できるよう、日中、家に大人がいる家庭で、引受家庭として、適当であると認められる家	現状維持	生涯学習課	平成24年3月31日現在 760軒登録	青少年育成結城市民会議において、各地区 の住民に「子どもを守る110番の家」につい て、啓蒙啓発し協力者を募集している。	継続

54	地域安全マップ	地域安全マップの作成活動を通して、父母自ら参加 し、身近な地域における子どもの成長環境の見直し を図り、安全な遊び場を確保する等住みよい地域づ くりに貢献する。 《対象》市内各小学校、児童、保護者	継続	学校教育課	各小学校において実施	各小学校に掲示し、PTA・来校者に周知している。	継続
55	防犯パトロール	防犯サポーターを設置し、青色回転灯装備車両で小中学校の下校時間帯に防犯パトロール活動を展開し、犯罪抑止を図るとともに、自主防犯組織の育成を図る。 《実施方針》凶悪犯罪から児童・生徒を守る。 《対象》児童・生徒	継続	防災交通課	青色回転灯の装備車両:17台 防犯サポーターによる市内巡回 職員による巡回 地域防犯ボランティア団体による巡回	市が委託している防犯サポーターに加え、市から委嘱を受けた地域防犯ボランティア団体8団体がパトロールを実施。うち、4団体が青色回転灯による防犯パトロールを実施していることで、地域の犯罪抑止効果は高まっている。	継続
56	防犯ブザーの配 布	緊急的な犯罪予防対策として、小学校新1年生に防 犯ブザーを配布する。 《対象》小学校新1年生	継続	学校教育課	新小学 1 年生427人に配布	企業からの寄附により、毎年度防犯ブザー を配布している。	継続
57	関係団体活動へ の支援	青少年育成関係団体と連携し、子どもたちの健全育成と社会環境浄化を図る。 《対象》結城市青少年相談員連絡協議会、青少年育成結城市民会議	継続	生涯学習課	結城市青少年相談員連絡協議会と青少年 育成結城市民会議合同での青少年非行・ 被害防止運動およびあいさつ声かけ運動 を実施。青少年相談員による街頭巡回、 青少年育成結城市民会議による防犯活動。	年間を通して、各町内会、組織単位で市内 全域で防犯活動を実施している。長く続け られるよう工夫が必要である。	継続
58	TT配置事業	一人ひとりにきめ細かな指導を行うため非常勤講師 を配置する。 《実施方針》小学校及び中学校の35人を超える学級 に非常勤講師を配置し、きめ細かな指導に努める。 《対象》小学生・中学生	継続	学校教育課 指導課	9 学級に非常勤講師を配置	結城小、城南小、絹川小、上山川小、山川 小、江川北小、江川南小、南中 複数の教員を配置することにより、個に応 じたきめ細やかな指導をすることができ、 基礎的基本的な学力の定着を実現すること ができた。	継続
59	特別支援教育事業	学校においてこれまでの特別支援教育の対象の障害だけでなく、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒に対してその一人一人のニーズにあった支援を行う。 《実施方針》県の養護学校と連携を図りつつ、各学校における障害のある児童・生徒に対して効果的な支援体制の確立を図る。 《対象》小学生・中学生	継続	学校教育課 指導課	知的障害学級	各学校の校内就学指導委員会の審議及び市就学指導委員会の審議を重ねることで、一大の場合をできる。とのでは、一大の場合をできる。 とのでは、一大の場合をできる。 といるでは、一大の場合をできる。 といるでは、一大の場合をできる。 といるでは、一大の場合をできる。 といるでは、一大の場合をできる。 といるできる。 といるできる。 といるできる。 といるできる。 といるできる。 といるでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	継続
60	学校施設の整備 (定期的な安全 点検)	学校内における児童生徒の安全確保のため、小中学校の施設の安全点検を実施する。 《実施方針》児童生徒が安全に学校生活を送れるよう、継続的に老朽箇所を改修し、順次耐震構造に整備する。 《対象》市内小中学校の施設	耐震診断・補強の実施 ☆	学校教育課	1. 修繕及び改修工事 小学校58件、中学校27件 2. 耐震補強工事 結城西小学校体育館耐震補強工事	図末的に又接を実施 優先度の高い個所の修繕及び改修工事,学 校施設の耐震化事業を実施し,児童生徒が 安全かつ安心して学べる教育環境の整備が 図れた。	継続

61	学校評議員制度	家庭や地域と連携協力し、地域に開かれた学校づくりを一層推進する。 《実施方針》当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから校長の推薦により教育委員会が委嘱する。 《対象》小学校・中学校	継続	学校教育課 指導課	各学校において,意見交換を実施。	学校との意見交換により、地域の意見等を 把握することができ、地域に信頼される開 かれた学校づくりの推進が図れた。	継続
62	◎スクールカウ ンセラーの配置	暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため中学校にスクールカウンセラーを配置する。スクールカウンセラー配置校においては、学校の特色、児童生徒の実態に応じた課題を設定し、スクールカウンセラーの有効かつ円滑な活用についての調査研究を行うものとする。 《実施方針》スクールカウンセラーの3校への配置及びスクールソーシャルワーカーとの連携を図り、中学校での生徒指導体制の援助となるように努める。 《対象》中学校	継続	指導課	市内中学校にカウンセラーを配置。要請 に応じ小学校へも派遣。	中学校 3 校にスクールカウンセラーを配置したことで、児童生徒や保護者の相談活動が密に実践できた。県から配置されたスクールカウンセラーは 2 校であるため、今後も事業の継続が必要である。また、スクールカウンセラーとSSW(スクールソーシャルワーカー)の連携をさらに高めることが今後の課題である。	継続
63	フレンド「ゆう の木」	学校と連携し、不登校児童・生徒が抱える問題の解決や改善を図ることで、集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を援助する。 《実施方針》不登校生徒が通いやすい環境を整える。 《対象》小学生・中学生、保護者	継続	指導課	相談員配置実績相談員配置字籍 相談員配置字 2名 相相談員 1 助手: 2名 相談員 1 數子 2 名 相談 2 章生徒:408回 保護者:518回 学校:機関:965回 関係状況 室室生: 3 名 仮学 3 年生: 4 名高校進学 教育相談:44名	相談員による、電話や来所相談活動及び学校に出向いての不登校児童生徒に対する支援ができた。 今後は、関係機関との連携を深め、多種多様にわたる問題に適切に対応できる体制づくりをすすめていく。	継続
64	◎放課後子ども 教室	9校の小学校及び結城養護学校を活動拠点に、児童・生徒を対象に子どもたちの居場所を設け、放課後や休日に地域の大人、高校生、大学生等を活動指導員に据え、様々な体験活動や交流活動を行うとともに安全な居場所づくりを行う。《実施方針》現在実施している3校(結城小、結城西小、絹川小)及び結城養護学校は引き続き継続し、未実施の小学校6校については、指導者を養成し、放課後子ども教室を開設する。《対象》登録児童・生徒	全小学校(9校)と養 護学校で実施	生涯学習課 →子ども福祉課	結城小:50名登録 34回 絹川小:31名登録 21回 結城西小:41名登録 21回 結城養護:11名登録 15回	市内未実施小学校における放課後子ども教室の開設については、学校の空き教室等場所の確保、地域の指導員の協力等が必要である。 学室プラブとの連携については、子ども教室活動において、学童クラブ児童と一緒に活動できる内容を企画、実施している。	継続
65	「総合的な学 習」推進事業	総合的な学習の時間において、国際理解、情報、環境、福祉、健康や伝統文化など地域や学校の特色に応じた課題について、主体的に探求する能力を身に付けさせ、自己の生き方を考えることができるようにする。 《実施方針》社会体験や自然体験、栽培活動を体験する場所を確保する。 《対象》児童・生徒	継続	指導課	市内中学校にカウンセラーを配置。要請 に応じ小学校へも派遣。	中学校 3 校にスクールカウンセラーを配置したことで、児童生徒や保護者の相談活動が密に実践できた。 県から配置されたスクールカウンセラーは 2 校であるため、今後も事業の継続が必要である。 また、スクールカウンセラーとSSW(スクールソーシャルワーカー)の連携をさらに高めることが今後の課題である。	継続

66	「夏の体験学 習」(農業後継 者育成対策事 業)	「食農教育学習会」トウモロコシ定植から収穫までの体験を通し、農業に対する関心を持ってもらうとともに、食に対する正確な知識を身につけることができる教育の機会として支援する。 《対象》市内小学生	継続	農政課	実施:山川小学校 第1回学習会及び播種作業:4/12 定植作業:4/22 第2回学習会:4/27 第3回学習会:6/10 収穫作業及び第4回学習会:7/8	5・6年生を対象	継続
67	「消費者合同研 修会」(農業後 継者育成対策事 業)	「トウモロコシの収穫体験を実施」収穫体験を通し、子どもたちの農業に対する関心と意識の向上を図る。 《対象》市内園児	継続	農政課	実施日:7/5 対象:市内幼稚園・保育園児	JA北つくば結城青年部圃場にて実施	継続
68	ふるさと・体験 事業	自然体験、創作活動、郷土かるた取り大会等の様々な活動を通して、子どもたちの感動や喜びといった情緒教育を醸成し、異年齢間、地域間、家族間の交流により絆を深める。 《対象》小中学生	継続	生涯学習課	親子体験教室 (水戸市森林公園、笠間焼窯元) 7月23日(土):42名(親子) 子ども体験フェスタ(健康の森) 10月22日(上)雨天により中止 結城郷土かるた大会 (かなくぼ総合体育館) 12月4日(日):114名 野外研修事業(那須甲子青少年自然の家) 2月5日(日):47名	様々な活動をとおして、子ども達の情緒教育を醸成することができた。また、家族間・地域での交流を深めることができた。	継続
69	学校ボランテイ ア活動推進事業	児童・生徒に「思いやりの心」を育てるため、車椅子体験、アイマスク体験等を積極的に取り入れるとともに、老人ホーム訪問や養護学校等の交流を図る《実施方針》老人ホーム等の施設や、養護学校との連携を図る。 《対象》児童・生徒	継続	指導課	全小中学校で実施	各小中学校では、「総合的な学習の時間」 「道徳」「特別活動」等の学習の一環として、車椅子体験・アイマスク体験や老人 ホーム訪問・養護学校等の交流を実施している。	継続
70	三世代交流事業	高齢者と子どもの交流を通して、昔の生活、文化、 習慣を次世代に継承する。 昔遊び(竹馬、竹とん ぽ等) 《対象》高齢者と小学生	継続	介護福祉課	3地区(見晴町・絹川・上山川) 参加人数139人	高齢者との交流により子供たちの向上心の 高揚と地域社会のかかわりを学ぶことがで きた。	継続
71	結城盆踊り大会 開催事業	盆踊りを通して、地域や世代間の交流、心とこころのふれあいを図る。 《実施方針》子ども会等の参加の増加を目標に、踊り手募集PR等を積極的に行う。 《対象》子ども会、市民団体	継続	商工観光課	日程:8月12日 会場:結城駅北口ロータリー及び 市民情報センター市民ひろば 参加者数:20団体,606名	今後もより市民が参加し易いように. 検討 し継続していく。	継続
72	◆親子歴史教室 開催事業	本市を代表する伝統的な織物である結城紬の糸の染色技術として伝えられてきた藍染めの技法を親子で体験する。 《対象》幼児、児童、生徒及びその保護者	継続	生涯学習課	雨天中止	23年度は健康の森において子ども体験フェスタと同時開催予定だったが、雨天のため中止となった。	継続

73	都市公園整備事業	地域住民が親しむ公園を整備することにより、憩いと安らぎ、コミュニケーションの場を提供するために公園を整備する。 《実施方針》計画的に整備していく。 《対象》区画整理事業地内の都市公園南部地区:16 箇所北西部地区:9箇所	継続	都市計画課	北西部地区四ツ京近隣公園整備完了 24年7月供用開始	第5次結城市総合計画に沿って毎年1箇所 の整備を計画している。	24年度 南部地区仮称3-3街区公園 整備予定
74	公園の維持管理 運営	公園施設の定期的点検及び改善、公園内樹木の適時管理により安全で安心して使用できる公園を目指す。 《実施方針》公園愛護協力会やボランティアの協力を得て、健全で安心して利用できる公園を目指す。 《対象》都市公園34箇所、その他の公園32箇所	継続	都市計画課	公園施設の安全点検:49公園実施 内都市公園:30箇所 その他の公園:19箇所 公園愛護協力会37団体	安全点検の結果危険と判断された遊具等に ついては迅速に撤去や使用禁止の措置を 取っている。	公園施設の安全点検57公 園を実施内都市公園35箇 所その他の公園22箇所 公園愛護協力会38団体
75	子どもが使いやすい図書館整備事業	校内において、市内各小中学校図書室内及びゆうき図書館内の資料検索と利用が可能になるよう、図書館・各学校図書室の電子ネットワークを確立し、整備する。 《実施方針》各学校図書室に学校司書を配置することで、学校図書の整理ならびにゆうき図書館との連しまで、関連の端緒を開く。また、児童が図書館に親しみを感じ、読書の習慣を身につけるように支援する。 《対象》市内小中学校生全員	学校司書数9名 電子ネットワークの整 備☆	学校教育課 →指導課	学校司書数9名 電子ネットワークの整備(9月~)	とで、学校図書の整理並びにゆうき図書館 との連携を進めている。また、学校図書館 システムの老朽化に伴い、電子ネットワー	電子ネットワーク化を機 に、よりスムーズな学校 図書館の運営、さらなる 児童・生徒の読書習慣の 確立に向けて支援にあた る。
76	◆ゆうき図書館 の運営	児童や生徒の読書活動を推進するため、利用しやすい環境の整備と児童向け図書の充実を図る。また、調べ学習支援に対応できる児童参考資料の充実を図る。 《対象》乳幼児、児童、生徒、保護者	児童図書冊数 30,000冊☆	ゆうき図書館	児童書, 児童参考図書, 絵本, 紙芝居を合計24, 154点所蔵。	「季節棚」として季節や行事、その他様々なテーマで選んだ資料を展示(2週間程度で更新) 旧上で調べものに役立つ本をテーマごとに紹介すると同時に、印刷物を館内にて掲示。	継続
77	中学校各種球技 大会	北関東中学校野球大会・茨城県栃木県中学校女子バレーボール大会・近隣中学校男子バレーボール大会・近県中学校ソフトテニス結城大会・近県中学校 卓球結城大会・近隣中学校男子サッカー結城大会等 各種大会を通して、青少年の健全育成と交流を図り、スポーツの普及に努める。 《対象》中学生	継続	社会体育課	※7月29日・30日雨天順延 〇茨城県栃木県中学校女子バレーボール 大会・近隣中学校男子バレーボール結城 大会・近県中学校ソフトテニス結城大	ついては、東日本大震災の影響により、施 設等も十分に使用できない状況のため中止	継続
78	結城シルクカッ ブロードレース 大会	心身の健康と世代間の交流を図り,スポーツの普及 発展を図る。 《対象》市民	継続	社会体育課	開催日:2月19日 参加申込者:3,379人 当日参加者:3,107人 【種目】 ・1.8km親子ペア ・1.8km小学生男女 ・3km中学生男女 ・5km一般男女 ・10km一般男女	参加者相互の親睦が深められたと共に、強 健な体力と旺盛な気力が養われ、スポーツ の発展向上が図られた。市の活性化に向け たイベントとして定着してきている。	継続

79	市民各種スポー ツ大会及び各種 スポーツ教室の 開催	心身の健康と世代間の交流を図るために,「市民週 1スポーツ」を目標とし推進する。 《対象》市民	継続	社会体育課	市民スポーツレクリエーション祭・健康ウォーキング 10月16日 参加者:158人 ・祭りゆうき ニュースポーツ体験広場 10月29日/30日:約250人 わんぱく親子スキー教室 1月28日 参加者:49人	子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民 がスポーツを通して親睦を深めた。また、 心身の健全育成が図られ、市民への生涯ス ポーツの普及・発展を図ることができた。	継続
80	◆祭りゆうき事 業	市民手作りのお祭りを通じ、市民と地域のつながり を再確認するとともに、三世代間のふれあいと対 話・協調する心を育むことを目的とする。 《実施方針》文化意識の向上や結城市の文化特性を 見出すような事業展開を図るとともに、参加者の拡 大を図っていく。 《対象》全市民	継続	商工観光課	日程:10月29日・30日 会場:けやき公園及びアクロス ※両施設間の道路は2日間歩行者天国と する 来場者数:約50,000人(2日間)	平成23年度は、開催史上最高の来場者数を 記録しており、今後も継続して実施する。	継続
81	子ども会活動の支援	子ども会活動を支援するため、子ども会育成連合会との連携をとりながら支援を行う。また子どものリーダーや子ども会指導者の育成を図る。 《対象》小中学生	継続	生涯学習課	単位子ども会数:89団体 年間計画に基づいて、市子ども会育成連 合会と連携を図りながら事業を実施 ・リーダー研修会:113名 ・結城郷土かるた取大会:114名 ・野外研修事業:47名 ・花いっぱい運動 ・友好都市交流事業 ・各地区球技大会		継続
82	◆たのしい図書 館ツアー	ゆうき図書館をなかなか利用できない四川地区の小学生を対象に公用バスで送迎して図書館の利用促進を図る。 《対象》四川地区の小学生	継続	学校教育課 ゆうき図書館 指導課	年1回 参加者:53名参加 カード作成:26名 214冊貸出	ボランティア団体「ゆうきおはなし会」による読み聞かせ等のおはなしプレゼントも行った。	継続
83	子育て関連情報 を一括して掲載 するホームペー ジの作成	「結城市お知らせ版」に随時掲載している情報を、 一括して掲載するホームページを作成する。 《実施方針》子育て関連情報の充実を図る。 《対象》すべての子育て中の保護者	継続	子育て支援センター	子育て支援センターホームページ作成	センター利用紹介、活動予定、子育て応援 情報誌、健康・育児情報など発信してい る。	継続
84	メールによる子 育て応援相談室	子育ての不安や悩みを持つ保護者からの相談をメールで受け付ける。 《実施方針》相談体制の充実を図る。 《対象》すべての子育て中の保護者	実施☆	社会福祉課 →子ども福祉課	未実施	実施に向けて協議する。 感情が伝わりにくいことはあるが、メール でしか相談したくない方も現在はあると思 われる。	検討
85	健康相談	定例の「健康相談」(毎月2回、健康増進センター)、「栄養相談」(毎月1回、健康増進センター)の開催及び専門医による「心の相談」(毎月1回、健康増進センター)を開催しているほか、随時電話でも対応する。 《実施方針》育児支援の充実を図る。 《対象》乳幼児とその保護者	継続	健康増進センター	健康相談:年間22回 乳幼児及び保護者:33組 栄養相談:12回 心の相談:12回 電話相談随時実施:324件	定例健康相談では、乳幼児健診時、要観察者へ勧奨することで、健診後の支援の場になっている。 電話相談では、栄養面、予防接種などの相談が多い。また、言葉についての相談が入り、支援につながった者もいる。	継続
86	のびのび子育て相談事業	子育てに不安や悩みを抱く保護者に対し、のびのび 子育て相談員による相談事業を行うとともに、親子 の関わりの重要性と関わり方を保護者に伝える。また、「のびのび子育てだより」により育児情報の提 供、乳児健診において子育て支援教育を行う。 《実施方針》事業のPRを図り、活動の安定と拡大を 図る。 《対象》乳幼児と保護者	継続	健康増進センター	5カ月児健診:12回 410名 にこにこ教室:12回 134名 ポリオ予防接種:12回 89名 おたより発行:年1回 のびのび会議:年1回	実施にあたっては、乳幼児や保護者の個別性やプライバシー保護にも配慮するよう心がけている。	継続

87	7 ◆◎女性相談	DVを中心として多様な女性問題に対する相談窓口を開設するとともに、相談内容に合わせた関係機関相互の連携により問題解決を図る。 《対象》すべての女性	継続	女性政策室	毎月2回実施 第2金曜日,第4火曜日 相談件数:21件 (DV相談13件)		継続
88	◎地域ヱ夸ァ支	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児を等についての相談指導や子育でサークル等への支援等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。 《対象》就学前及び未就園児を持つ保護者	継続	子育て支援センター	市内3施設 延べ利用者 子:16,159人 保護者:13,193人 相談件数:3,241件 電話相談:33件 面接相談:9件 グループ相談:109件 活動中相談:3,091件	利用者が増加している中、それぞれのセンターが特徴を生かした多種多様の企画を実施したり、育児相談などの支援をしている。	継続
89	◎ファミリーサ)ポートセンター 事業	育児の手助けができる人(協力会員)と、育児の手助けが必要な人(利用会員)を会員登録し、利用会員からの依頼に応じて育児の手助けができる協力会員を紹介する。 《実施方針》協力会員及び利用会員数の増加と利用促進を図る。(会員100名以上で国補助対象)	登録会員(利用・協 力)100名以上☆	社会福祉課 →子ども福祉課	協力会員: 68名 利用会員: 81名 登録会員数: 149名	相互扶助の機能を整備することで子育て環 境を整備できた。	継続
90	◎ヱ夸てサーカ	子育てグループが自主的な活動ができるように支援し、親の孤立感や育児不安の解消を図り、保護者の育児力を向上させる。さらに子ども同士の関わりから子どもの心の健やかな発達を助長する。《実施方針》グループ・リーダーの保護者の力量アップに向けて支援を行っていく。 《対象》0歳~未就園児親子	継続	子育て支援センター	5グループで活動 活動日数: 118日 延べ参加人数 子:1,168人 保護者: 981人	グループが自主的に活動できるよう引き続 き支援を続けていく。	継続
91		家庭の教育力の向上のため、親の在り方について学習し、現代にふさわしい家庭教育の確立を図る。各学級の役員が中心となって学級の実態に応じて、年7回程度の学習計画を立て、それを実践する。各学級生がお互いに協力しながら、学習に関わり、自立心が高まっている。また、情報交換も密に行っている。《実施方針》マンネリにならないよう、学習に関する様々な情報を提供していく。《対象》市内小中学校に通学している子どもをもつ親	継続	生涯学習課	指定家庭教育学級:12学級 900名 延学習会開催数:75回 参加延人教:1,670名 自主家庭教育学級:9学級 309名 延学習会開催数:56回 参加延人数:860名 2月11日(祝)10時~16時市民文化セン ターアクロス小ホールで「青少年の豊かな心を育む大会」と夢と希望と生きる大会「子どもたちに夢と希望と生きな大程塚洋氏を講師に開催。青少年関係者、小中学校学級生等228名が参加。閉級式では、3学級の学習報告発表を行った。	学習会のたびに、学習の記録が提出され、各学級多くの学級生が参加できるよう学校行事と合わせて企画したり工夫しても以所するものでもないので、一概に参加者と学習もあることはからないが、参加者した学級生の効果を感じているかが、あるような学習計画が求められる。指定家かながまりなど習計画が求められる。第一次年度に生かせないので、引き継ぎ方や学習計画の指導等には力を入れていく必要がある。	継続

92 三世代交流	親・子・孫三代がともに参加でき、共通の体験・感動を通して世代間の交流を深めるとともに、地域及び家庭の教育力の向上を図る。 《実施方針》地域指導者の育成と、協力体制の確立を図る。 《対象》青少年育成結城市民会議8支部・9小学校	公平 公主	生涯学習課	結城支部『親子芸術鑑賞会』700名参加 城南支部『城南まつり』1,474名参加 結城西支部『ふれあい奉仕作業・年代別 地区対抗リレー・陶芸教室』910名参加 地区対抗リレー・陶芸教室』910名参加 絹川支部『親子まつり』100名参加 上山川支部『親子ありよ会・交流祭』390 名参加 江川支部『江北まつり』770名参加『江 南まつり』400名参加	地域柄を生かした個性ある事業に取り組み、家族や地域の方が学校を介して交流を深めるとともに、地域の子どもは地域で育てるという意識を再認識することができた。	継続
◎子育て支援エ 93 ンジョイ・プレ イルーム事業	子育でのノウハウを楽しく学びながら、たくさんの仲間と交流し、悩みを託したり情報を交換し、楽しい一時を託児付講座や子育て支援広場で心身ともリフレッシュし、いきいき子育てを応援する。《実施方針》ボランティアのスタッフだけでなく、子育で中の保護者自らが運営に参加できるように検討し、拡大・拡充を図る。 《対象》子育て中の親子、子育て支援者として活動している者	参加者1, 205名☆	生涯学習課 →子ども福祉課	駅前「子どもふれあい広場」において実施 開設日:261日 延ボランティア:507人 参加者:2,436人	スタイ本揺れいね 東米ト電炉がたいとう	継続
妊産婦・小児の 94 医療費助成(県 事業)			保険年金課	利用人数 妊産婦:255名 小 児:4,013名	罹患率の高い小児が必要な時に受診でき、小児の健全な育成を担っている。また、子育ての経済的負担の軽減や子育て不安の解消をしている。 サ近産婦と小児の受給者家庭で、安心して子育てが出来るようになった。	継続
少子化対策医療 95 費助成事務事業 (市単独事業)	県の医療費助成制度の所得制限等により、非該当となった妊産婦及び0歳から小学校3年生までの小児が病院や診療所などに受診した場合に、医療費を助成する。ただし、医療機関ごとに外来のときは1日600円(月2回1,200円限度)、入院した場合は1日300円(月3,000円限度)の自己負担金がある。 《対象》妊産婦、0歳から小学校3年生までの小児(県事業の非該当者)	継続	保険年金課	利用人数 妊産婦 :280名 小児 :445名	茨城県医療福祉費制度が所得制限により受けられない妊産婦・小児や妊産婦特有の疾病以外の医療費について、市の制度により、すべての妊産婦・小児が同じ医療費の助成を受けることができるようになった。子育ての経済的負担の軽減や子育て不安の解消をしている。	継続
母子家庭等医療 96 費助成(県事 業)	母子家庭・父子家庭で18歳未満の児童を養育している者及びその児童(20歳未満の高校在学者または障害児を含む)を養育している者に対し医療費を助成する。ただし、医療機関ごとに外来のときは1日600円(月2回1,200円限度)入院した場合は1日300円(月3,000円限度)の自己負担金がある。(所得制限あり) 《対象》18歳未満(20歳未満の高校在学者または障害児を含む)の児童及び父母	継続	保険年金課	利用人数 母子家庭の母と子:1,015名 父子家庭の父と子:103名	母子家庭の母子・父子家庭の父子が必要な時に受診でき、母子・父子家庭の子育ての経済的負担の軽減や子育て不安の解消をしている。 母子家庭の母子・父子家庭の父子が、安心して子育てが出来るようになった。	継続
97 心身障害児通院等交通費助成	医療機関,機能回復訓練(結城市内)への通院,通 所のタクシー代を支給する。上限月額5,000円 《対象》身体障害児1,2,3級視覚障害児4級,肢体 不自由下肢4級療育手帳(A),A,精神障害者保健福 祉手帳1,2級		社会福祉課	上限月額:5,000円 利用人数:0人	障害児の通院・通所に要する交通費の受精を行い、障害児の治療・機能回復訓練の経済支援を図ることを目的としているが、平成23年度の障害児の利用はなかった。平成23年度から精神障害者保健福祉手帳1,2級の方も対象とした。	継続

98	幼稚園就園奨励 費の支給	保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図る。 《対象》幼稚園児の保護者	継続	学校教育課 →子ども福祉課	該当園児: 471名 金額: 45, 583, 600円	家庭の負担を軽減することができた。	継続
99	母子家庭等児童 学資金の支給	母子家庭、父子家庭又は両親のいない家庭の義務教育就学中児童1人につき年額10,000円を支給する。これにより就学上の不安を解消する。(所得制限あり) 《実施方針》お知らせ版等で周知を図る。 《対象》離婚や死亡等により両親又はその一方がいない家庭の義務教育就学中の児童を養育している者	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	年額 1万円 (第2子以上3千円加算) 支給件数: 275件 (内父子家庭5件) 第1子:190世帯 第2子:71世帯 第3子:12世帯 第4子:2世帯	お知らせ版及び市ホームページにより、制 度の周知を図った。	継続
100	すこやか子育て 奨励金の支給	結城市に3年以上居住し第3子以上を出産し, その後 1年以上養育した人に子育て奨励金を支給する。第3 子 5万円(結城市金券)第3子 5万円(結城市金 券)第4子以上 7万5千円(結城市金券) 《対象》第3子以降を出産した者		社会福祉課 →子ども福祉課	支給実績: 49人 第3子: 41人 第4子以上: 8人	奨励金の支給により多子家庭に経済的な支 援を実施した。	継続
101	就学の援助	すべての児童生徒が円滑な義務教育を受けられるよう。経済的理由によって就学困難な児童生徒について、学用品費(校外活動費・修学旅行費・新入学用品費含む)、給食費、医療費等、保護者負担の一部を援助する。 《対象》小学校及び中学校の児童生徒	◇ № ◇ ±	学校教育課	小学校: 202名 11, 372, 848円 中学校: 104名 10, 336, 829円	経済的な理由により学用品等の購入や学校 行事への参加が困難な家庭に対し、その費 用の一部を援助することにより、児童生徒 が等しく義務教育を受ける機会を確保し た。	継続
102	奨学基金貸付制 度	市内に在住する者の子弟で、高等学校、大学又はこれらと同程度の学校に在学する者に対して、学費を貸与し、就学の支援を行う。 《対象》市内に在住する者の子弟で、高等学校、大学又はこれらと同程度の学校に在学する者	継続	学校教育課	結城市奨学金:5名 奥順奨学金:2名	新規4名、継続3名の学生に対し奨学金を 貸与することにより、有為な人材の育成が 図れた。	継続
103	児童手当	児童を養育している者に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。(所得制限あり)支給額 第1・2子 月額5,000円 (3歳未満は10,000円)第3子以降 月額10,000円 (対象》小学6年生までの児童の養育費		社会福祉課 →子ども福祉課	延児童数: 82, 188人 総支給額: 1, 020, 348, 000円	家庭の負担を軽減することができた。	継続
104	児童扶養手当	父母の離婚などにより、父親と生計をともにしていない児童の母、あるいは母にかわってその児童を養育している者に対し、負担の軽減を目的とする。《対象》父親がいない18歳以下の児童を養育する母、又は母にかわってその児童を養育する者	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	手当額(月額) 41,540円~9,810円 受給者数:453名(3月末現在)	ひとり親家庭等の生活の安定と自律の促進 に寄与し、子どもの福祉の増進を図ること を目的として、支給される手当。	継続
105	障害児福祉手当	在宅の重度障害児に対する福祉の措置の一環であり、手当を支給することにより、福祉の増進を図る。 《対象》日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度の障害児(20歳未満)	継続	社会福祉課	延支給者数:178名	日常生活において、常時の介護を必要とする重度障害児の心身の発達に貢献することができた。	継続

106	在宅重度心身障害児福祉手当	在宅の重度障害児に対する福祉の措置の一環であり、手当を支給することにより、福祉の増進を図る。 《対象》在宅の重度の障害児(20歳未満)を介護している保護者等	継続	社会福祉課	支給者数:96名 延支給者数名:944名	月額3,000円の福祉手当を支給することにより、障害児を抱える世帯の経済的負担を軽減し、障害児の心身の健やかな成長・発達に寄与することができた。	継続
107	通常保育事業	保護者が就労等のために日中家庭において十分保育できない児童を、保育所において保育する。 《実施方針》受け入れ体制を強化していく。 《対象》保育所(園)	公立3箇所定員200名私 立8箇所定員845名計 1,045名☆	社会福祉課 →子ども福祉課	公立3保育所定員:200名 私立8保育園定員:805名 合計:1,005名	市内で定員割れをしている保育所があり, 結城には, 待機児童はいない。	継続
108	保育内容と運営 の充実	保育指針に沿って児童の処遇を行う。 《実施方針》保育連絡会において保育指針にした がった保育内容と運営の充実を図るように協議す る。 《対象》保育所(園)	必要に応じた園長会議 (保育連絡会)の実施		公立所長会議:随時 市内保育園所長会議:3回 市内主任保育士会議:7回 保育士研修会:6回	園長会議を実施し、保育士の研修会を実施 いたことで、保育士指針を再確認し、運営 の充実が図れた。	継続
109	保育士等の研修 参加	必要な知識の習得と技術の向上のため、茨城県社会 福祉協議会や茨城県保育協議会及び結城市保育連絡 会等の開催する各種研修会に参加する。 《実施方針》保育連絡会の中で研修会を実施する 等、積極的に推進していく。 《対象》保育士、調理師、栄養士	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	保育士及び栄養士が必要と思われる研修 会に参加した。	研修会に参加したことにより、必要な知識 等の理解や確認を行い、その結果を子ども に反映することができた。	継続
110		苦情を密室化せず、公平なルールに基づいて適切に対応することにより、利用者と事業者の間の円滑・円満な解決を促進し、利用者の満足度の向上と適なサービス利用が可能となるとともに、事業者の信頼や適正性を確保する。 《実施方針》公立保育所への設置を進める。 《対象》保育所(園)		社会福祉課 →子ども福祉課	私立保育園全8箇所設置 公立保育所全3箇所次年度設置予定。苦 情等相談解決実施要項を制定	苦情等相談解決実施要項は平成24年4月1日 適用。次年度第三者委員会設置予定。	継続
111	保育所(園)情報 の充実と公開公 立保育所のホー ムページの開設	保育所(園)選択の便宜を図るため、各保育所 (園)の案内パンフレットを作成し、福祉事務所窓 口や各保育所(園)に備え付ける。 《実施方針》市のホームページへの掲載情報を拡大 していく。 《対象》保育所(園)の利用を希望する市民	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	パンフレットを窓口に備え置きしている。また、ホームページでも情報を掲載 している。	情報のさらなる充実を図る。	継続
112	老朽化した保育所(園)の改修	老朽化し、安全性に問題がある保育所(園)施設について、園児の安全性を確保するための改修・改築・修繕を行う。 《対象》保育所(園)	改修・改築・修繕の実 施	社会福祉課 →子ども福祉課	老朽化した保育所の修繕を実施した。 ・床タイル、サッシ、浄化槽マンホール 蓋、床暖房、ボイラーの修繕	今後、大規模修繕や改築を視野にいれ、検 討会を立ち上げたい。	継続
113	乳児保育	入所対象年齢0歳から保育を行う。 《実施方針》ニーズに対応していく。 《対象》保育所(園)	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	全保育所(園)において受入 3月31日現在 0歳児 58人	乳児からの保育を実施し、幼児の健やかな成長に貢献している。 また、安心して働くことが出来る環境を整備することができた。	継続
114	◎延長保育	保護者の就労形態の多様化や勤務時間の増加に対応 して保育時間の延長を行う。 《実施方針》すべての保育所(園)で開所時間が11 時間を超えた延長保育を実施する。 《対象》保育所(園)	11時間を超えて開所11 箇所☆	社会福祉課 →子ども福祉課	11時間を超え 30分延長:5箇所 1時間延長:4箇所	安心して働くことが出来る環境の整備を図れた。	継続

115	◎休日保育	日曜・祝日に、保護者が就労等のために日中家庭に おいて十分保育できない児童を、保育所において保 育する。 《対象》保育所(園)	4箇所☆	社会福祉課 →子ども福祉課	3 箇所 延利用児童数:108人	安心して働くことが出来る環境の整備を図れた。	継続
116	保育所地域活動 事業	地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用していくため、地域の需要に応じた幅広い活動を推進する。・世代間交流事業・異年齢児交流事業 《対象》保育所(園)		社会福祉課 →子ども福祉課	世代間交流: 6 箇所 異年齢児交流: 4 箇所	活動を通して児童の社会性を身に着けることができた。	継続
117	◎一時保育	普段は家庭で児童を養育している保護者の病気や家族の介護、冠婚葬祭などで育児ができない場合や、育児疲れ解消等を目的に、一時的に保育所(園)において保育を行う。 《対象》保育所(園)	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	市立3箇所 延利用児童数:3,274人	安心して子育てができる環境が整備でき た。	継続
118	◎病児・病後児 保育	病気が回復しつつある子どもを病院や保育施設などで看護師等が預かる。 《実施方針》ニーズを考慮して検討を行い、設置を 進める。 《対象》保育所(園)	3箇所☆	社会福祉課 →子ども福祉課	未実施	未実施	病院も視野に入れ検討
119	幼小交流事業	園児が小学校にスムースに接続出来るよう幼稚園と 小学校の交流を行う。 《実施方針》幼小の連携を強化し、園児が小学校に スムースに接続出来るよう事業を充実し継続する。 《対象》幼稚園児、小学生	継続	学校教育課	幼小交流実施校:9校 年1回~3回実施	幼稚園児・保育園児が、小学校行事への参加を実施することにより学校への接続が容易にできた。	継続
120	幼稚園ふれあい事業	幼稚園の有する専門機能を地域住民のために活用することを目的とし、地域とのふれあい事業を実施する。 《実施方針》幼稚園・保護者との連携を強化し、内容を充実する。 《対象》幼稚園保護者	継続	学校教育課 →子ども福祉課	私立幼稚園が地域交流事業を実施。 地域交流事業→子育て支援事業, 異年齢 児交流事業, 高齢者等世代間交流事業, 幼稚園卒園児童交流事業, 郷土文化伝承 事業	私立幼稚園が実施する幼児教育支援事業 (地域交流事業等)に補助している。地域 交流事業を実施したことにより、地域とふ れあい、幼児教育の振興に資することがで きた。	継続
121	地域の「幼児教育のセンター」 としての運営の 充実	幼稚園開放と各種行事招待・子育て相談等を行い、 地域に啓発する。 《実施方針》親子の健全な育成を考慮し、電話相 談・来園相談等を実施する。 《対象》園保護者・未就園児と保護者	継続	学校教育課 →子ども福祉課	私立幼稚園が地域交流事業(子育て支援事業等)を実施。 子育て支援事業→幼稚園入園幼児の保護 者及び地域の幼児をもつ保護者に対し て、幼稚園を拠点として育児相談等を開 催。	私立幼稚園が実施する幼児教育支援事業 (地域交流事業等)に補助している。 地域交流事業等)に補助している。 地域交流事業、子育て支援事業、異年齢児 交流事業、高齢者等世代間交流事業、幼稚 園卒園児童交流事業、郷土文化伝承事業 地域交流事業を実施したことにより、地域 とふれあい、幼児教育の振興に資すること ができた。	継続
122	幼稚園情報の提 供	幼稚園が持つ機能の理解の促進を図るため、情報の 提供を行う。 《実施方針》子育て情報誌への掲載やホームページ の開設などにより情報を提供する。 《対象》幼稚園入園を希望する市民	継続	学校教育課	私立幼稚園の住所,電話番号を公開	事業目標は、公立幼稚園当時のものと推測 される。	継続
123	研修の参加	必要な技術の習得と技術の向上のため、市教育研究会において実施する研修に参加する。 《実施方針》研修会に積極的に参加することにより、資質の向上を図る。 《対象》幼稚園教諭	継続	学校教育課	各研究部会の研修等に積極的に参加している。	教育研究会に補助金を支出し、研修教育目標の達成及び教職員の資質の向上を図っている。	継続

124	幼稚園・保育所 (園) での「家 庭教育」の充実	子育ての悩みや課題を少しでも解消させるとともに、親としての資質向上を図るため、子育て講座を実施する。 《実施方針》専属講師を配置して、体験的内容や方法を取り入れた講座を就学前の子どもを持つ親や幼稚園、保育所(園)の年中・年少児の保護者を対象に計画する。 《対象》幼稚園・保育所(園)の保護者	拡充☆	生涯学習課	小学校12講座:参加者430名 (就学時健康診断時に実施) 保育所2講座:参加者数90名	子育で講座専任講師5名(茨城県家庭教育推進員)による家庭教育の重要性・子育てのヒント等についてこれまでの経験を交えて講話を実施した。	継続
125	◎学童クラブ (放課後児童健 全育成事業)	仕事等により昼間、保護者等が不在の小学校低学年 児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活 の場を与えて、その健全育成を図る。 《実施方針》すべての小学校単位で学童クラブを設 置できるよう事業を推進する。 《対象》小学校1~3年生の児童	9小学校12箇所☆	社会福祉課 →子ども福祉課	8小学校10個所で実施 平均登録児童数:333名	保護者が就労等により昼間家にいない子ど もの安全を確保し、家庭的環境の中で生活 の場、遊びや勉強の場を提供している。	継続
126	子育て講演会	次代を担う子どもたちが、健やかに、心豊かに育ち、また、子育てに夢と希望が持てる地域社会をつくることを目的として講演会を開催する。 《実施方針》子育てに関する意識啓発事業として、 定期的に開催していく。 《対象》市民	定期的に開催☆	社会福祉課 →子ども福祉課	教室を実施	子育てに対する講演会は、対象が広いので、発達段階に応じた講演会(講話)といった形式で実施していきたい。	継続
127	活動の場・機会 の情報提供	ボランティアが協力できる子育て支援に関する情報 を様々な方法により提供する。 《対象》市民	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	社会福祉協議会において広報等により ファミリーサポートセンター会員の募集 を実施	生涯学習課・社会福祉協議会と連携し、情報を提供していく。	継続
128	ボランティア講 習会の開催	活動分野が拡大、専門化していることにより、ボランティアとして携わる人材の育成及び技術の向上を目指し、講習会を開催する。 《対象》市民	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	社会福祉協議会において, ファミリーサポートセンター研修会の一環として実施	生涯学習課・社会福祉協議会と連携し、情報を提供していく。	継続
129	民生委員児童委 員との連携の強 化	ボランティアと地域の担い手である民生委員児童委員との連携を強化する。 《実施方針》情報の提供や共有化による連携の強 化。 《対象》ボランティア、民生委員児童委員	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	定例会及び事項別研修会等に参加	要保護児童や児童扶養手当の申請時において、連携を取って事業を実施している。	継続
130	たままゆプラン の周知活動	「ゆうき女性会議」が主体となって、たままゆプランの進捗状況のチェック、男女共同参画に関する学習会の企画運営活動等により、市民と行政の協働によるプランの推進を図る。 《実施方針》活動の対象を既存の団体や組織にこだわらず、多くの市民に参画を拡大するためのネットワーク化を図る。 《対象》全市民	継続	女性政策室	市男女共同参画啓発誌「たまま〜ゆVol.2」 を市民団体と共同で作成 第2次男女共同参画基本計画ダイジェスト版の全戸配布		継続
131	男女共同参画団 体別学習会	男女共同参画について市民に広く理解を得るために、「ゆうき女性会議」が主体となって、男女共同参画に関する企画運営活動等により、講師及び実践者が団体及び事業所に出向いてPR活動を行う。《実施方針》男性がいる団体など、より多くの団体及び事業所を対象に開催し、広く市民にPRする。《対象》市内各団体及び事業所	継続	女性政策室	未実施	平成24年度においては実施したい。	継続

132	男女共同参画推進講座	男女共同参画の視点に立ったリーダーとなる市民の 養成を目的として開催する。 《実施方針》講義内容等を検討し、参加者の増加を 図り、市民の社会参加の場での能力向上を目的とす る。 《対象》全市民	継続	女性政策室	4回開催 ①「マナー・話し方講座」 参加者:32人 ②「わくわく韓国文化講座」 参加者:17人 ③「公開講座一地域の女性史」 参加者:28人 ④「心身健康講座」 参加者:22人	地域の歴史や身近なものをテーマにした講座とすることで、男女共同参画に対する認識を深めてもらうことができた。 課題として、残されている分野や要請のあるものの中から総合的に検討し、開催テーマを選定する。	継続
133	男女共同参画推進講演会	多くの市民に男女共同参画の認識を深めてもらうことを目的として開催する。 《実施方針》テーマ・講師選定等、市民の意見をできるだけ反映して開催する。開催後はアンケート調査をし、推進状況を把握する。 《対象》全市民	継続	女性政策室	男女共同参画宣言都市7周年記念シンポ ジウムの開催	寸劇の実演とあわせて、小中学校、保育所等 へ募集した男女共同参画に関する標語・川柳・ 写真の優秀作品をシンポジムにおいて表彰 し、応募作品を展示した。	継続
134	たままゆ プラン の推進	男女共同参画社会の実現をめざして、市民・行政・企業が協働して取り組むことを基本に策定されたプランを推進する。基本構想:平成14年度~平成22年度組織体制・プラン基本計画推進委員会・庁内行政推進会議・庁内ワーキング会議《実施方針》社会情勢の変化や進捗状況によって、適切な見直しを行い、事業の効率的推進を図る。《対象》全市民	たままゆプランの見直 し 男女共同参画推進条例 の制定	女性政策室	基本計画推進委員会、庁内行政推進会 議・ワーキング会議により、男女共同参 画基本計画に係る事業評価を実施した。	第2次男女共同参画基本計画に係る事業評 価の実施	継続
135	男女共同参画関 連の広報活動	広報、 HP等に男女共同参画関連の記事を掲載し、 市民にPR・啓発をする。 《実施方針》市民にわかりやすい内容の記事で情報 を提供する。連載記事等検討。 《対象》全市民	継続	女性政策室	『広報結城』 毎月男女共同参画社会のコーナーに記事 を掲載 『ホームページ』 男女共同参画啓発誌「たまま一ゆVol.2」 の 掲載		継続
136	有害環境対策推進事業	平成21年4月に「茨城県青少年のための環境整備条例」の中の立入調査権の権限が市に移譲された。今年度より関係機関と連携しながら、書店、図書等自動販売機等の立入調査を実施し、有害図書の区分陳列及び推進する。 《対象》市内書店、コンビニエンスストア、ゲームセンター、図書等自動販売機等	立入調査年1回実施	生涯学習課	有害図書等自動販売機5台(実態あり) ※江川地区、山川地区に設置されている 有害図書等自動販売機に対する立入調査 を実施。調査員として市青少年相談員及 で市職員を要嘱。調査に当たっては、事 前研修を行い、当日は、県青少年指導に立会いを依頼し、効果的な調査実施に 努めた。	平成22年度以前においては、市内有害図書 等取扱書店・事業者に対して立入調査を実 施したが、平成23年度については、事前の 下見、条例遵守状況、立入調査後の改善状 況等を鑑み、立入調査を見送った。	継続 青少年と関わりの各種育 第一年と関わりの各種育 第一年と関わりの各種育 第一年の長田は体 第一年の長田は体 第一年の 第一年の 第一年の 第一年の 第一年で
137	都市公園整備事業(ゆったりトイレ整備)	幼児に限らず、高齢者、障害者の方も利用することができる、地域住民の憩いの場を提供するバリアフリー対策として、段差解消、ゆったりトイレの整備を推進する。 《実施方針》最も身近な公園としての機能を発揮できるよう配置整備していく。 《対象》区画整理事業地内の都市公園(南部地区:16箇所、北西部地区:9箇所)その他都市公園	整備する公園すべてに おいて実施☆	都市計画課		トイレは、身障者利用も考慮した多目的型のユニットタイプとしベビーキープ、手摺等の設置、また塗装には、落書き防止等の対策を講じている。	継続 ユニバーサルデザインに よる都市公園の移動等円 滑化整備ガイドラインに 適合する設計を実施して いる。

138	持続可能な社会 の構築	環境負荷を軽減することで、次世代に豊かな自然環境を残し、快適な住環境を構築する。 ・不法投棄等監視事業 ・ 合例処理浄化槽設置費補助事業 ・ 資源物分別収集事業 ・ 地球温暖化対策事業 (ISO14001推進事業) ・ ごみ減量化対策事業 《対象》全市・全市民	継続	生活環境課	各事業について、概ね順調に進捗している。	不法投棄対策、資源物分別収集、ごみ減量 化対策については、更に徹底していく。合 併処理浄化槽については、継続して設置を 促進し公共用水域の水質汚濁の防止を図 る。 地球温暖化対策事業については、ISO1 4001自己宣言の推進を基本に、経費削 減及び更なる職員の環境への意識向上を図 り、市が環境配慮を率先実行することによ り、一般家庭にも波及するよう努力する。	継続
139	育児・介護休業 制度等の周知	事業主・雇用者双方に、広報、市のホームページな どを活用して、育児・介護休業制度や一般事業主行 動計画策定の義務化等についての周知を図る。 《対象》事業所、市民	継続	商工観光課 介護福祉課 社会福祉課 →子ども福祉課	事業所への周知を図った。	内容の充実を図る。	継続 (方法の検討)
140		事業主に対し、家族にやさしい企業づくりを支援す る各種助成金等に関する情報提供を行う。 《対象》事業所	継続	商工観光課 社会福祉課 →子ども福祉課	国・県で実施している補助事業について、市ホームページに掲載した。 3件:子育てサポート企業に対する税制 優遇制度、改正育児・介護休業法、ワークライフバランス支援奨励金制度	情報提供を図る。	継続
		事業所との交流会や、ワーク・ライフ・バランス推進 講座を実施し、労働環境の整備、充実を図る。 《対象》事業所、市民	継続	女性政策室	ワーク・ライフ・バランスの一貫として、県共催推進事業「パパとクッキング 講座」を開催した。	参加者:親子11組(28人)	継続 (方法の検討)
142	求人情報の提供	ハローワーク求人情報を市役所正面玄関等に掲示 し、新しい情報を容易に得ることができるようにす る。 《対象》求職中の市民	継続	商工観光課	毎週、求人情報の更新	毎週更新を実施	143の事業と統合
143	雇用対策事業	商工観光課内に,誰もが求人情報等を閲覧できるパ ソコンを設置し,再就職を支援する。 《対象》求職中の市民	継続廃止	商工観光課	廃止	事業は廃止したが、市役所正面玄関等に求 人情報の掲示を実施	142の事業と統合
144		次世代育成支援に関わる関係者・関係機関により, 各年度の実施内容(後期)の点検及び意見交換を行う。	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	未実施	24年度は実施する	継続
145		庁内における関係各課で構成し、本行動計画(後期)に基づく事業の実施状況の点検及び意見交換を 行う。	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	未実施	事業ごとに担当課との協議を実施する	継続
146	実施状況の公表	市広報、市ホームページを通して、毎年度の計画の 進捗状況を公表する。	継続	社会福祉課 →子ども福祉課	未実施	24年度において、22年度、23年度を公表予 定	継続